

電気の子メーター管理者の皆様へ

証明用電気計器(子メーター)の有効期限が過ぎていませんか?

子メーターとは、貸しビル、アパートなどでオーナーが一括して支払った電気料金を各室の使用量に応じて配分するためのメーターをいいます。

計量法では、「検定を受けたもの・有効期間内のもの」でなければ、取引又は証明における計量に使用してはならないことになっています。(計量法第16条)

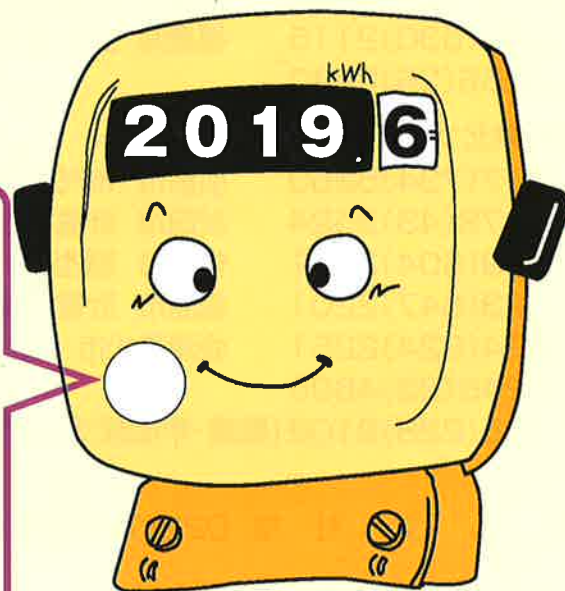
これを使用した場合計量法で罰則規定(計量法第172条)がありますが、当事者間のトラブルを未然に防ぐためにも、計量法を遵守されることをお願いいたします。

また、有効期限を確認するための立入検査は、行政機関(各地方自治体の計量検定所、計量検査所、消費生活センターなど)によって行われており、現在、民間その他の機関に、立入検査を委託している事実はありません。

有効期限は検定ラベル等に表示しております。

検定ラベル (検定に合格したもの)	適合ラベル (自主検定に合格したもの)
平成23年3月以前	
平成23年4月から平成30年12月まで	
2019年1月以降	

※単独計器の有効期限を示す。



変成器付計器
検定票等(ファイバー、黄銅) 検定証印

島 37 12 有効期限
2018年12月以前

2026 1 有効期限
2019年1月以降

封印キャップ
平成28年3月以前

有効期限
平成38年3月を示す。

平成28年4月以降

または
封印キャップ
(適合ラベルの場合)

東北地区証明用電気計器対策委員会

- 東北経済産業局 https://www.tohoku.meti.go.jp/s_shigen_ene/denryoku_free.html
- 日本電気計器検定所 http://www.jemic.go.jp/kentei/shoumei_dk.html
- 東北計器工業株式会社 <http://www.keiko.co.jp/>
- (一財)東北電気保安協会 http://www.t-hoan.or.jp/060_safety/060-40_soudan/060-40-02_kanri/kanri.htm

※無断転載・複製を禁じます。